

# 平成 29 年度国土交通省調達改善計画

平成 29 年 3 月 31 日

## 平成 29 年度国土交通省調達改善計画

## 1. 本計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、政府においては、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることを基本的な理念とし、調達改善の取組を進めているところである。

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議）に基づき、調達改善の取組内容や目標を定めたものであり、これに基づく調達改善の取組を推進することで、行政コスト（事務負担）にも留意しつつ、当省の調達の競争性のより一層の確保、経済性の向上を図り、調達コストの縮減や調達対象の品質確保に資することを目的とするものである。

## 2. 国土交通省の調達の現状

## (1) 国土交通省の調達実績

- ・ 国土交通省の調達件数（平成 27 年度）は、約 4.3 万件、調達金額は、約 2.6 兆円。
- ・ 「公共工事等」は、調達件数の約 55%、調達金額の約 83%。
- ・ 「物品役務等」は、調達件数の約 45%、調達金額の約 17%。

表 1. 平成 27 年度における国土交通省の調達の契約種別実績

(単位：件数、%、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	32,354	75.0%	23,026	88.3%
	企画競争による 随意契約	5,000	11.6%	1,278	4.9%
	公募による 随意契約	378	0.9%	135	0.5%
	不落・不調による 随意契約	159	0.4%	71	0.3%
	小 計	37,891	87.9%	24,510	94.0%
競争性のない随意契約		5,234	12.1%	1,562	6.0%
合 計		43,125	100.0%	26,073	100.0%

(注 1) 上記の件数等は、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知）」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随契は除く）を基に作成。

(注 2) 計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(2) 「契約種別ごとの応札」状況

平成 27 年度について、契約種別ごとの契約件数別に見ると、競争入札においては、約 3 割、企画競争による随意契約については約半数、公募による随意契約については全て 1 者応札となっている。

表 2. 平成 27 年度国土交通省における調達に応札状況

(単位：件数、%、億円)

区 分	1 者		2 者以上		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	9,737	4,819	22,617	18,206	32,354	23,026
割合	30.1%	20.9%	69.9%	79.1%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	2,239	659	2,761	619	5,000	1,278
割合	44.8%	51.6%	55.2%	48.4%	100.0%	100.0%
公募による随意契約	378	135	—	—	378	135
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%

(3) 「調達経費」の実施状況

平成 27 年度について、調達経費ごとの契約件数別に見ると、汎用的な物品の購入においては約 1 割、役務業務については約 4 割、公共事業については約 2 割、建設コンサル業務については約 3 割となっている。

表 3. 平成 27 年度国土交通省における調達経費の内訳

(単位：件数、%、億円)

区 分	本 省		地方支分部局等		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
汎用的な物品の購入 (A)	222	498	4,769	1,098	4,991	1,596
割合 (A/E)	11.6%	38.2%	11.6%	4.4%	11.6%	6.1%
役務業務 (B)	1,533	605	12,949	2,258	14,482	2,863
割合 (B/E)	80.3%	46.5%	31.4%	9.1%	33.6%	11.0%
公共工事 (C)	50	184	9,524	17,628	9,574	17,812
割合 (C/E)	2.6%	14.1%	23.1%	71.2%	22.2%	68.3%
建設コンサル業務 (D)	103	15	13,975	3,786	14,078	3,802
割合 (D/E)	5.4%	1.2%	33.9%	15.3%	32.6%	14.6%
合 計 (E)	1,908	1,302	41,217	24,771	43,125	26,073
(参考) 本省・地方支分部局等の割合	4.4%	5.0%	95.6%	95.0%		

(注 1) 上記の件数等は、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知）」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随契は除く）を基に作成。

(注 2) 計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(4) 「公共工事」の実施状況

公共工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札の導入を図る一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成17年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、ほぼすべての工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

平成27年度について、約7割が一般競争入札となっており、その大半が総合評価落札方式で行っている。

表4. 平成27年度の国土交通省の工事の契約件数及び金額

(単位：件数、%、億円)

27年度実績		工事全体 (割合は、合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、工事全体に占める割合)			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
			割合		割合		割合		割合
競争入札	一般競争	9,259	70.3%	16,117	97.9%	8,851	95.6%	16,075	99.7%
	指名競争	92	0.7%	101	0.6%	15	16.3%	48	47.5%
	小計	9,351	71.0%	16,218	98.5%	8,866	94.8%	16,123	99.4%
随意契約		3,819	29.0%	250	1.5%	—	—	—	—
合計		13,170	100.0%	16,469	100.0%	—	—	—	—

(注1) 上記計数は、「国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成28年度版)」を基に作成。

(注2) PFI事業を除く。

(注3) 計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(5) 「競争性のない随意契約」の状況

「競争性のない随意契約」の全契約に占める割合は、件数及び契約金額ともにほぼ横ばい状態が続いている。

表5. 競争性のない随意契約の推移

(単位：件数、%、億円)

年度	競争性のない随意契約				契約全体	
	契約件数		契約金額		契約件数	契約金額
		割合		割合		
平成19年度	10,840	17.6%	3,153	10.2%	61,646	30,992
平成20年度	8,229	14.4%	2,639	8.5%	57,117	30,957
平成21年度	6,542	11.4%	1,837	6.0%	57,242	30,739
平成22年度	5,604	11.8%	1,308	5.9%	47,393	22,253
平成23年度	5,629	11.8%	1,735	7.1%	47,798	24,275

平成 24 年度	4,826	10.3%	1,247	4.8%	46,743	26,250
平成 25 年度	4,422	8.8%	1,072	3.0%	50,268	36,307
平成 26 年度	4,856	10.8%	1,310	4.2%	44,829	30,826
平成 27 年度	5,234	12.1%	1,562	6.0%	43,125	26,073

(注) 上記の件数等は、「公共調達適正化について(平成18年8月25日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

#### (6) 「MPS(マネージド・プリント・サービス)」の導入状況

国土交通省におけるMPS(マネージド・プリント・サービス)の導入については、契約実態や規模からコスト削減や事務手続の軽減が見込める調達部局において、先行的に導入している状況であり、全て総合評価方式による調達を実施している。

表 6. MPS 導入実績

(単位: 部局)

平成 28 年度までに MPS を導入した調達部局	未導入の調達部局
11 部局	62 部局

### 3. 調達改善計画の推進体制等

#### (1) 調達改善推進チーム

本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長とするほか、構成員は以下のとおりとする。

統括責任者 : 大臣官房長

副統括責任者 : 大臣官房会計課長、大臣官房参事官(会計担当)、大臣官房地方課長及び大臣官房技術調査課長

メンバー : 副統括責任者がその所属職員の中から指名する者

調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

#### (2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。

また、公正入札調査会議の場でも、調達改善計画の取組状況について外部有識者に報告等を行う。

### (3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の解消への取組状況等の確認を重点監査項目として位置付け、内部監査を実施する。

## **4. 自己評価の実施方法**

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行い、その結果をホームページにより公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。

## 重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進) ※地方支分部局等の取組としても掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省及び全地方支分部局等において共同調達又は一括調達を推進する。</li> <li>部局単位の取組に加え、本省・地方支分部局等で共通して発注した方が合理的な業務について、一括調達を実施する。</li> </ul>	本省及び地方支分部局等で順次取組を進めており、取組拡大の余地が大きいと考えられるため。	B	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省及び全地方支分部局等における共同調達又は一括調達の実施</li> </ul>	29年度中(随時)
○	○	MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施 ※地方支分部局等の取組としても掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果が認められる部局において、プリンター、コピー機、FAX等の出力機器の集約化等を行うMPSを導入する。</li> <li>導入済部局において、イントラネット等を活用した職員への意識啓発を行う。</li> </ul>	国土交通省独自の取組であり、コスト削減効果が大きく、また、導入済部局においては随時更なる効率化を図っているため。	A	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>MPS導入部局を28年度までに導入した11部局から増加させる。</li> <li>プリント・コピー等経費を削減する。</li> </ul>	29年10月まで
	○	一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化(総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者による契約手続に入る前の事前検証(必要以上に競争参加要件を求めているか等の改善策の検討)を徹底する。</li> <li>結果的に一者応札となった案件について、公正入札調査会議等における検証などの事後検証を実施する。特に、複数年度一者応札が継続している案件については事業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。</li> <li>結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上)について、省内各発注部局(本省・地方支分部局等全体。以降も同じ。)において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表する。</li> <li>上記の事前・事後検証に資するよう、一者応札改善策の検討の視点や改善事例を整理したものを省内各発注部局に共有する。</li> </ul>		A	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札の改善に向けた措置について、契約手続に入る前の事前検証と、結果的に一者応札となった場合の事後検証を行って、発注者側の取組による改善ができるものの競争性の向上を目指す。</li> </ul>	29年度中(随時)
	○	一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化(カテゴリー別の改善策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の一者応札案件のカテゴリー別の要因分析結果を踏まえ、各カテゴリーに属する調達については、それぞれ、以下の取組の強化に努める。</li> <li>* 物品等の調達: 主な一者応札の理由が、仕様と合致するものを用意することが困難、というものであったため、公示期間、履行までの準備期間の十分な確保や、調達情報の周知、過年度の類似業務の成果物の情報提供などによる仕様内容の理解を促進する。</li> <li>* システム関係: 主な一者応札の理由が、仕様書の内容から自社での対応が困難と判断したことが原因となった、業務内容の理解不足が原因となった、というものであったため、過年度の類似業務の成果物の情報提供や仕様書の明確化に努めるなど仕様内容の理解を促進する。</li> <li>* 施設・設備等の維持管理: 主な一者応札の理由が、予定技術者の確保が困難、というものであったため、公示期間、履行までの準備期間の十分な確保により、技術者の確保のための準備期間をとれるようにする。また、特定の地域の施設・設備の維持管理については、地域に精通していることが必要であり、地域外からの参入がなかったことも原因と考えられることから、競争参加資格を満たす企業の情報収集を行うとともに、品質の確保に留意しつつ当該地域における競争参加者の裾野の拡大を行う。</li> <li>* 調査等の役務: 主な一者応札の理由が、受注者側の業務実施体制が整わない、というものであったため、公示期間、準備期間の十分な確保により、技術者の確保等の事業者側の準備期間をとれるようにする。</li> </ul>		A	28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>カテゴリー別の要因分析結果を踏まえ、一者応札の改善に向けた措置について、契約手続に入る前の事前検証と、結果的に一者応札となった場合の事後検証を行って、発注者側の取組による改善ができるものの競争性の向上を目指す。</li> </ul>	29年度中(随時)

平成29年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成 予定時期	
	○	一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化 (公告期間の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告期間を確保するため、特段の事情がない限り、20日間以上の公告期間の確保に努める。</li> <li>・また、履行までの準備期間を確保するため、早期の発注に努める。</li> <li>・地理的要因や、企業側の理由(業務量の多寡、技術力等)によりやむを得ず一者応札となってしまうものも一定程度あると考えられることから、改善策を講じているにもかかわらず、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない事案については、公正性・透明性を確保した上で、適正な契約方式へ移行することについても検討する。</li> </ul>		A	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告期間の確保により、発注者側の取組による改善ができるものの競争性の向上を目指す。</li> </ul>	29年度中 (随時)
	○	地方支分部局等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方支分部局等においても、本計画に基づき、本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施する。</li> <li>・一者応札の改善事例等の省内共有により、本省・地方支分部局等との間での取組内容の共有を図る。</li> <li>・共同調達・一括調達を推進する。(再掲)</li> <li>・MPS(マネージド・プリント・サービス)を実施する。(再掲)</li> </ul>		A	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。</li> </ul>	29年度中 (随時)
	○	電力調達、ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力調達については、平成28年度に、随意契約で契約している案件について一般競争入札への移行可否の検討を行ったところであり、一般競争入札が可能な案件については、確実に一般競争入札を実施する。また、電力調達の市場の状況を踏まえつつ、更なる一般競争入札への移行について引き続き検討する。</li> <li>・ガス調達については、平成29年4月からガス小売全面自由化になることを踏まえ、随意契約で調達している案件の一般競争入札化を検討し、競争性の向上を目指す。</li> </ul>		B	28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力調達については、一般競争入札案件の増加と、引き続き随意契約となった全案件についての一般競争入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。</li> <li>・ガス調達については、随意契約で調達している全案件について、一般競争入札の可否を検討し、競争性の向上を目指す。</li> </ul>	29年度中 (随時)

【難易度】

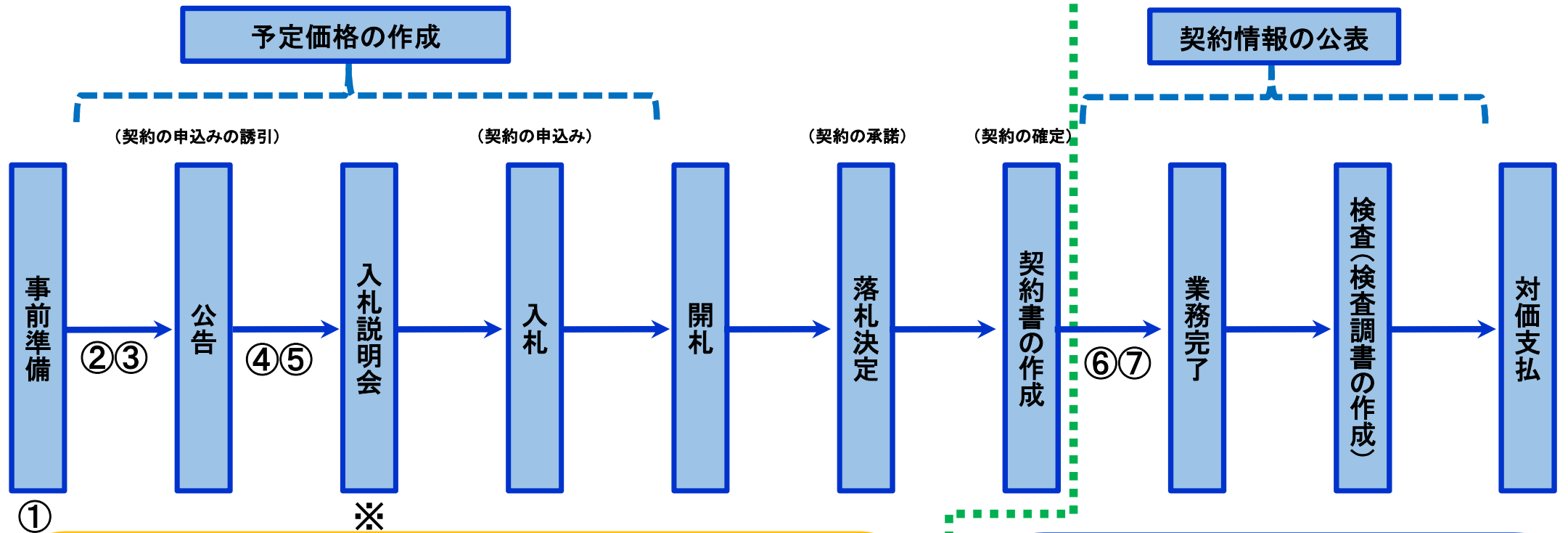
- ・A+ : 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組



## その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分
<p>○クレジットカード決済の活用</p> <p>・「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。</p>	新規
<p>○随意契約の見直し</p> <p>・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。</p> <p>・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。</p>	継続
<p>○公共工事の調達</p> <p>・外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、総合評価落札方式の活用・改善を含め、より良い調達を実現するため引き続き改善に努める。</p> <p>・特に、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、段階的選抜方式を活用するなど事務負担の軽減に努めているところである。引き続き、当該改善策の運用を推進するとともに、工事の品質を確保しつつ、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。</p>	継続
<p>○少額な契約への対応</p> <p>・会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。</p>	継続
<p>○調達に係る点検機能の確保</p> <p>・外部有識者からなる公正入札調査会議(契約の適正化小グループ)における①契約の適正性の審査、②競争入札及び企画競争を行った契約のうち一者応札又は応募となったものを中心とした改善策の検討を行う。</p>	継続
<p>○内部監査の実施</p> <p>・引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。</p>	継続
<p>○その他</p> <p>・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価)</p> <p>・調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ)</p> <p>・調達情報の発信強化(府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンの活用)</p>	継続

# 「調達の流れ」イメージ（一般競争契約）



- ①事前審査
  - ・仕様の見直し、明確化
  - ・参入可能者の把握、競争参加資格要件の緩和
- ②事前審査(総合評価委員会)
  - ・評価項目、評価基準、得点配分等の審議
  - ・外部有識者として、学識経験等を有する者5名以上で構成(※工事・コンサル業務)
- ③事前審査(審査委員会)
  - ・調達内容、資格要件等の審査

- ④事前審査(総合評価委員会)
    - ・技術提案書の評価に関する審議
  - ⑤事前審査(審査委員会)
    - ・資格要件の有無の確認
- ※契約の内容に応じ、開催することがある。

- ⑥事後審査
  - ・アンケート等により一者応札となった原因及び事前準備の更なる余地について分析
- ⑦事後審査
  - ・入札監視委員会等による審査
  - ・外部有識者として、学識経験等を有する者10名以内で構成
  - ・資格要件の設定の理由及び経緯の審査を行い、改善すべき点の意見具申・勧告を行う